

有価証券報告書の訂正報告書

第 8 3 期

自 平成 18 年 4 月 1 日
至 平成 19 年 3 月 31 日



伊藤忠商事株式会社

(401-001)

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年10月23日

【事業年度】 第83期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 伊藤忠商事株式会社

【英訳名】 ITOCHU Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小林 栄 三

【本店の所在の場所】 大阪市中央区久太郎町4丁目1番3号

【電話番号】 大阪（06）6241-2121

【事務連絡者氏名】 総務部 楠 本 邦 一
経理部 青 木 茂 樹

【最寄りの連絡場所】 東京都港区北青山2丁目5番1号

【電話番号】 東京（03）3497-2121

【事務連絡者氏名】 総務部 武 村 洋 二
経理部 馬 場 康 弘

【縦覧に供する場所】 伊藤忠商事株式会社 東京本社
（東京都港区北青山2丁目5番1号）
伊藤忠商事株式会社 名古屋支社
（名古屋市中区錦1丁目5番11号）
伊藤忠商事株式会社 九州支社
（福岡市博多区博多駅前3丁目2番1号）
伊藤忠商事株式会社 中国支社
（広島市中区中町8番18号）
伊藤忠商事株式会社 北海道支社
（札幌市中央区北三条西4丁目1番地）
伊藤忠商事株式会社 東北支社
（仙台市青葉区中央1丁目3番1号）
伊藤忠商事株式会社 神戸支店
（神戸市中央区京町72番地）
株式会社大阪証券取引所
（大阪市中央区北浜1丁目8番16号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄3丁目8番20号）
証券会員制法人福岡証券取引所
（福岡市中央区天神2丁目14番2号）
証券会員制法人札幌証券取引所
（札幌市中央区南一条西5丁目14番地の1）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月26日に提出した第83期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は__線で示しております。

(訂正前)

(1)～(4) <省略>

当社の業務執行・経営の監督の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。（平成19年6月26日現在）

<後略>

(訂正後)

(1)～(4) <省略>

(5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、またその決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(6) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項とその理由

① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

③ 取締役及び監査役の実任免除

当社は、職務を遂行するにあたり期待された役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める範囲内で免除することができる旨を定款に定めております。

(7) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

当社の業務執行・経営の監督の仕組み、内部統制システムを模式図にまとめると次のとおりです。（平成19年6月26日現在）

<後略>